

新サービス展開等大規模リフォーム支援事業補助金

■内容

市内の事業所が新しい生活様式を導入し、新サービスを展開するための大規模な改修工事等を行う場合にかかる経費を補助します。

■補助対象者

次の全てに該当するものが補助対象者となります。

- ・市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- ・来店客に直接サービスを提供する業種(飲食業、宿泊業、理美容業、店舗小売業など)であること。
- ・リフォーム工事等の対象建物が市内にあり、サービスを提供していること。
- ・期限の到来した市税を完納していること。
- ・令和4年3月31日までにリフォーム工事等が完了すること。

■施工業者(購入業者)

原則、市内に本社がある法人又は市内に住所を有する個人事業主からの施工が対象です。

■対象となる工事内容

新しい生活様式(3密回避、感染症予防)を導入したうえで、業態の変更、新サービスの展開、若しくは事業の拡大等を目的として行う工事とし、次に掲げるものなどとする。

- (1)直接サービスを提供する空間の間取りを変更することにより、密の回避と快適さの向上につながる工事
- (2)施設改修などで空間面積が増えることにより大幅に利用者の増加が見込まれ、密の回避と快適さが確保できる工事
- (3)店舗や事務所等の一部を改修し、密を回避しながら既存の事業とは違う分野でサービス営業を開始するための工事

■補助率、補助上限、補助対象工事費

- ・補助率 工事費の1/3
- ・補助上限 500万円(1,000円未満切捨て)。
- ・対象工事費 リフォーム工事費(工事、購入)で300万円を超える工事(消費税除く。)

■補助金申請の方法

(補助金申請時の提出書類)

- ①補助金交付申請書
- ②工事、購入の見積書の写し

(裏面あり)

③市税の納税証明書

(補助金請求時の提出書類)

①補助金実績報告書兼請求書

②契約書又は請求書の写し

③領収書の写し

④工事前後の状況が分かる写真

⑤補助金の振込先の口座番号が分かる通帳のページのコピー

■申請受付期限

令和3年9月30日

※当補助金の申請を考えている事業所は、事前に下記担当課へご相談ください。

※申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を終了させていただきますので、ご了承ください。

お問合せ先：十日町市役所産業政策課 産業振興係 (☎025-757-3139)